



あ ん ど う と し ひ ろ

安藤利博

議会報告

第11号
令和6年1月

発行人:安藤利博
〒709-0721 赤磐市桜が丘東 4-4-695
TEL・FAX 086-995-3714
携帯番号 090-7137-6605
E-mail qqjiteki5963@gmail.com



(議会中継)

(LINE)

明けましておめでとうございます



今年は、干支では甲辰（きのえたつ）に当たります。

甲辰は「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」といった縁起のよさを表しているそうです。本当にそのような年になるようお願いしたいものです。

早いもので、私は今年市議会議員として4年目、最後の年を迎えます。来年の市議会議員選挙も見据えて、**執行部だけでなく、議会の動きもお伝えしていきたい**と思っています。

公共交通計画(素案)へのパブリックコメント提出は一人だけ

10月19日～11月17日に今後5年間の公共交通計画を立案するための赤磐市地域公共交通計画(素案)について、パブリックコメントが募集されました。

9月議会の一般質問で、私はパブコメは市民の意見を市政に反映させる機会であり、選挙の投票率と共に民主主義のバロメーターだが応募が少ない、と指摘しました。

つい最近、赤磐市の重要な移動手段を担っていた民間のタクシー事業者が休業されましたし、公共交通計画は官民の住み分けを含めて、今後の移動手段をどうするかについて決める赤磐市民にとって最も重要な計画の一つです。9月議会後で最初のパブコメでもあり、何人から意見が寄せられるか注目していました。しかし、意見提出は私一人だけでした。

意見募集は赤磐市のホームページと広報「あかいわ」への掲載だけであり、一般市民は気づかなかった可能性もあります(9月議会で公式LINEなどの周知手段を考えるべきだと提案しました)。

しかし、議員には関係部署から意見募集の通知があります。このテーマに私以外に意見提出する議員が一人もいなかったのには首をかしげました。

議員は議会で自分の考えを述べることができますが、質問時間の制約や所属委員会により個別テーマについて意見を述べる機会は案外限られています。議員にはそれぞれの考えはあると思いますが、私は議員としての意見発表の場は議会だけに限らないと思っています。パブコメは議員以前に、一市民として自分の意見を発信できる良いチャンスだと考えてパブコメに意見を提出しています。

私の意見は赤磐市のホームページから「パブコメ」で検索して是非ご覧ください。

桜が丘中央の動き

最近、桜が丘中央で営業されていた1店舗が閉店され、残るのは1店舗のみになりました。

また、大和ハウスが廃店舗の窓ガラス防護、軒屋根の剥落防止工事等をされています。

地権者との話がまとまっていれば大和ハウスにとっても不要な工事です。



赤磐市が4年前と7年前に交換取得した隣接地約6,600㎡が活用されずに、放置されたままで機会損失が発生しています。(時価は2万円/㎡とすれば約1億3千万円にもなります)。

一方、交換相手の大和ハウスは着々と分譲を進め交換目的を果たしています。

市長には残る任期で何としても権利関係を解決してもらわないと困ります。

大和ハウスとの協議は

隣接地を交換取得するときの執行部の説明は

- ・交換は赤磐市から持ち掛けた
- ・目的はショッピングセンター跡地の解決になればと
- ・大和ハウスとの協議も進めたい

跡地の民有地約1万5千㎡は赤磐市が取得するのか、大和に任せるのか質問しましたが、「事業の推進にご協力いただくよう良好な関係構築に努める」というだけで、明確な答弁はありませんでした。

活用方法の市民との議論は

取得時に市長は市民と活用方法について議論していくと答弁しています。権利関係が解決しても、それから活用方法を議論したのでは再開発にいつ着手できるのか分かりません。

市長が熱心に取り組んでいる新拠点については、まだ都市計画変更が承認されていないのに、道の駅や交通ターミナルについて中身の検討を進めています。

桜が丘中央の活用については様々な意見があるので、答弁通り前もって市民や有識者の意見を聞いておくべきだと思います。

市民会館（文化ホール）

9月議会でも質問しましたが、赤磐市は文化ホールを立地適正化計画（素案）で「都市拠点に立地を推進」としながら、「広域連携により立地を検討する施設」としています。まったく意味不明です。

しかし市長は今回このように答弁されました。

「財政的な意味もあって広域連携により立地を検討する施設としているが、今後、社会情勢の変化、文化ホールが必要という機運の高まり、全体での必要性などの整理が整えば計画を見直して、都市機能誘導施設に位置付けるのも方策の一つと考えられる」

市長は財源不足をいわれるので、行財政改革で財源は捻出できると示しました(浮く財源)。

- ・敬老会助成金を5歳毎にする : 12百万円
 - ・花火大会は協賛金の範囲内で : 11百万円
 - ・市民バス負担金を10年前水準に : 27百万円 (利用人数は4%減少している) 小計50百万円
 - ・行政事務連絡業務委託料を半減 : 23百万円 (金額根拠は政策判断) 合計73百万円
- 耐用年数を40年としても $50 \times 40 \div 20 = 20$ 億円
 $73 \times 40 \div 30 = 30$ 億円

私の説明を聞いていなかったのか市長は2千㎡のホールでも20億円必要になると答弁。本気で行財政改革に取り組めば十分に財源は捻出できる(お釣りがくる)。ヤル気がないだけ？

7年前に中央公民館の満員の聴衆の前で宣言された市長の夢「福田廉之介ホール建設」を是非とも正夢にしてもらいましょう。



夢を語る市長と福田廉之介さん

ところで赤磐市の現状はこうです。

- ・「二十歳の集い」は、体育館でスリッパ履き、座席はパイプ椅子（折角の門出がみじめ過ぎ）
 - ・春風亭昇吉師匠の落語の整理券は6日で配布終了（客席250席では全く足りない）
 - ・中学校のブラスバンドも舞台に乗りきらない（公民館も交流センターも舞台が狭すぎる）
 - ・岡山県下25市町でホールがないのは赤磐市と一つの町だけ
 - ・文化ホールは赤磐市自治連合会の要望事項
- 本当に市民会館（文化ホール）は赤磐市には必要ないのでしょうか。**

備前国分寺跡の整備・活用

先日備前国分寺跡で地球史研究所の乙藤先生を講師に招いて、初めてふれあいサロンを野外で開きました。両宮山古墳まで行きたかったのですが、雑草が生い茂り歩ける状態ではありませんでした。



史跡の草刈りには毎年210万円も支出しています。5年間で1千万円にもなります。これだけの費用をかけるならもっと良い整備方法はないのでしょうか？

教育長からは「**良い管理方法を検討する**」という答弁をいただきました。

観光客も呼び込むのなら、**バスの進入路や駐車場、トイレ**くらいは整備しないと話になりません。地元の方の協力と、県会議員にも県に働きかけていただき、備中国分寺跡に見劣りしない程度の整備は必要ではないでしょうか。



県道側からの国分寺跡への進入口

赤磐市の他の施設（山陽ふれあい公園、赤坂ファミリー公園、英国庭園等）はいろいろなイベントに使用されています。使っていないと家と同じで傷みが早くなります。

そこで、ここを会場に毎年イベントを開催しないかと提案しました。例えば、野外コンサート、郷土資料館学芸員の歴史講座、jGnetの地質資源講座、両宮山古墳と一体にした古墳巡りなど幾らでも考えられます。遺跡保存は教育委員会マターですが、観光資源として産業振興部との連携も提案しました。

教育長は史跡訪問のきっかけづくりとしてイベント等も検討するとの答弁でした。



歴史探訪



大地（ジオ）見学会

埋蔵文化財包蔵地調査

河本・岩田地区の新拠点整備に先駆けて、予備調査として同地区での埋蔵文化財包蔵地の試掘調査が行われます。埋蔵文化財包蔵地とは表面調査等により埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地のことです。

9か所の試掘調査を行うということですが、既に包蔵地とされている所なので、調査の結果何も無かったということは考えられません。

調査の経過、結果については変に隠蔽したと疑われないように、議会や市民に適切に報告をするようお願いしました。

ところで、新拠点予定地への進出企業について市長は名前を明かしません。既に民間業者が地盤調査をされています。作業員の方にお聞きすると、岩盤までは旧県道側で9m、新県道側で22mと教えてくれました。



民間事業者が行う地盤調査

請願「最低賃金全国一律制への法改正」に賛成討論

現在の最低賃金法では、成立までの経緯からか都道府県ごとに最低賃金が決められています。最低といいながら全国バラバラです。これが地域間格差の原因にもなっています。

同じ日本でありながらこれはおかしいのでは。

賛成理由①国が決める最低は一つで良い。地域ごとに決めるなら子供手当や低所得者への給付金も地域ごとに決める必要がある。これではキリがない。

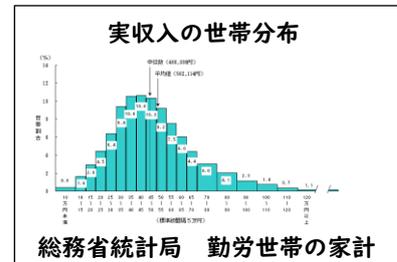
②国は賃上げを主要政策にしている。これには最低賃金を引き上げるのが一番効果的です（全国一律最低賃金制の副次的効果）。

反対する人は、それでは地方の中小企業が潰れるというが、何も全員の賃金ではない。最低を下回る層の引き上げだけで、該当するのは年収160万円を下回る5%程度と推定される。

約50年前は「一億総中流社会」といわれ、自分は中流だと感じていた人が7割を超えていました。

それが戦後80年近くたってもワーキングプアと呼ばれる貧困層がいる一方で、とんでもない富裕層もいる。これは政治と社会的責任を負う経済界、企業の怠慢です。

格差社会を是正するためにも全国一律最低賃金制は必要です。（採決の結果は不採択）



請願「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正」に賛成討論

冤罪は無実の人を罪人にする、最大の人権侵害です。再審は無実の人を救う最後の手段です。請願の内容は、①証拠開示の制度化、②検察官抗告の禁止です。

刑事訴訟法には再審での証拠開示規定はなく、検察官に不都合な証拠は裁判に出されません。これが冤罪を生む原因になっています。改正刑事訴訟法附則第9条第3項には「政府はこの法律の公布後、速やかに再審請求審における証拠の開示制度について検討を行う」と規定されました。しかし、協議は進んでいません。①はこの附則の検討を促すものです。

日本の裁判は三審制（地裁、高裁、最高裁）ですが、抗告は裁判所の「判決」に対する異議申し立てではなく、裁判所の再審を開始するという「決定」に対する異議です。裁判所の開始決定が出て、検察官が抗告、特別抗告するのが裁判開始まで長期間を要する原因です。開始決定に異議があれば再審裁判、やり直し裁判の中で堂々と争えばよいだけです。

②検察官抗告の禁止は憲法第37条の「迅速な裁判を受ける権利」のために不可欠です。

この問題は党派に関係なく、冤罪被害者の早期救済、人権尊重のために超党派で取り組むべき課題です。（採決の結果は継続審査）

議会は議論の場（赤磐市議会基本条例）

請願に対する討論は賛成討論の4人だけでした。どちらの請願も簡単に賛成・反対を表明することは難しい案件です。反対議員もその理由を議場で堂々と説明すべきではないでしょうか。反対の討論者が一人もいなかったのはなぜでしょう。

発言中、議長から再三発言を短くするよう促されました。特に再審法については準備していた原稿の通りに発言できず、中途半端な討論になり心残りでした。

この日の議事は委員長報告、議案の採決を含めて約1時間半で終了しています。4人の討論は合わせて30分程だったのでしょうか。討論時間が伸びても午前中には終了したはずですが。

一般質問もコロナ禍の対応措置とされた一人20分以内に短縮されたままです。議論より時間短縮が優先するのでしょうか。議論の場としての議会の自殺行為だと思います。